

## 確定拠出年金制度の概要

### 1. 確定拠出年金とその必要性

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。
- 現行の企業年金等は、給付額が約束されるという特徴があるが、一方、以下のような問題点があり、公的年金に上乘せされる部分における新たな選択肢として、確定拠出年金を導入することが必要。
  - ① 現行の企業年金等は中小零細企業や自営業者に十分普及していない。
  - ② 転職時の年金資産の移換が十分確保されておらず、労働移動への対応が困難。

### 2. 制度の概要

- 本制度は、加入者自らが運用指図を行う等自己責任に基づくもの。

#### (1) 対象者（制度に加入できる者）及び拠出限度額

- ① 企業型年金（企業拠出のみ） ----- 企業の従業員
- ② 個人型年金 ----- 自営業者等  
（加入者拠出のみ） ----- 企業の従業員（企業の支援のない者に限る）
- ③ 年齢は60歳未満の者
- ④ 企業又は加入者は、拠出限度額の範囲内で、掛金を拠出。

#### (2) 運用

- ① 加入者が運用指図を行う。
- ② 運用商品は、預貯金、公社債、投資信託、株式、信託、保険商品等。
- ③ 3つ以上の商品を選択肢として提示するなどの基準を設定。

#### (3) 転職の場合の年金資産の移換

- ① 資産残高（掛金と運用収益の合計額）は個々の加入者ごとに記録管理。
- ② 加入者が転職した場合には、転職先の制度に年金資産を移換。

#### (4) 給付

- ① 老齢給付金、障害給付金、死亡一時金とし、老齢給付金、障害給付金は年金又は一時金として受給できる。
- ② 制度に加入し得ない者となったときは、拠出年数が3年以下である場合に、脱退一時金を受給できる。
- ③ 老齢給付金については、最初の拠出から10年以上経過している場合は60歳から受給可。10年経過していない場合も、遅くとも65歳から受給可。

#### (5) 加入者保護

- 企業など制度関係者の忠実義務や行為準則等を定め、加入者保護を図る。

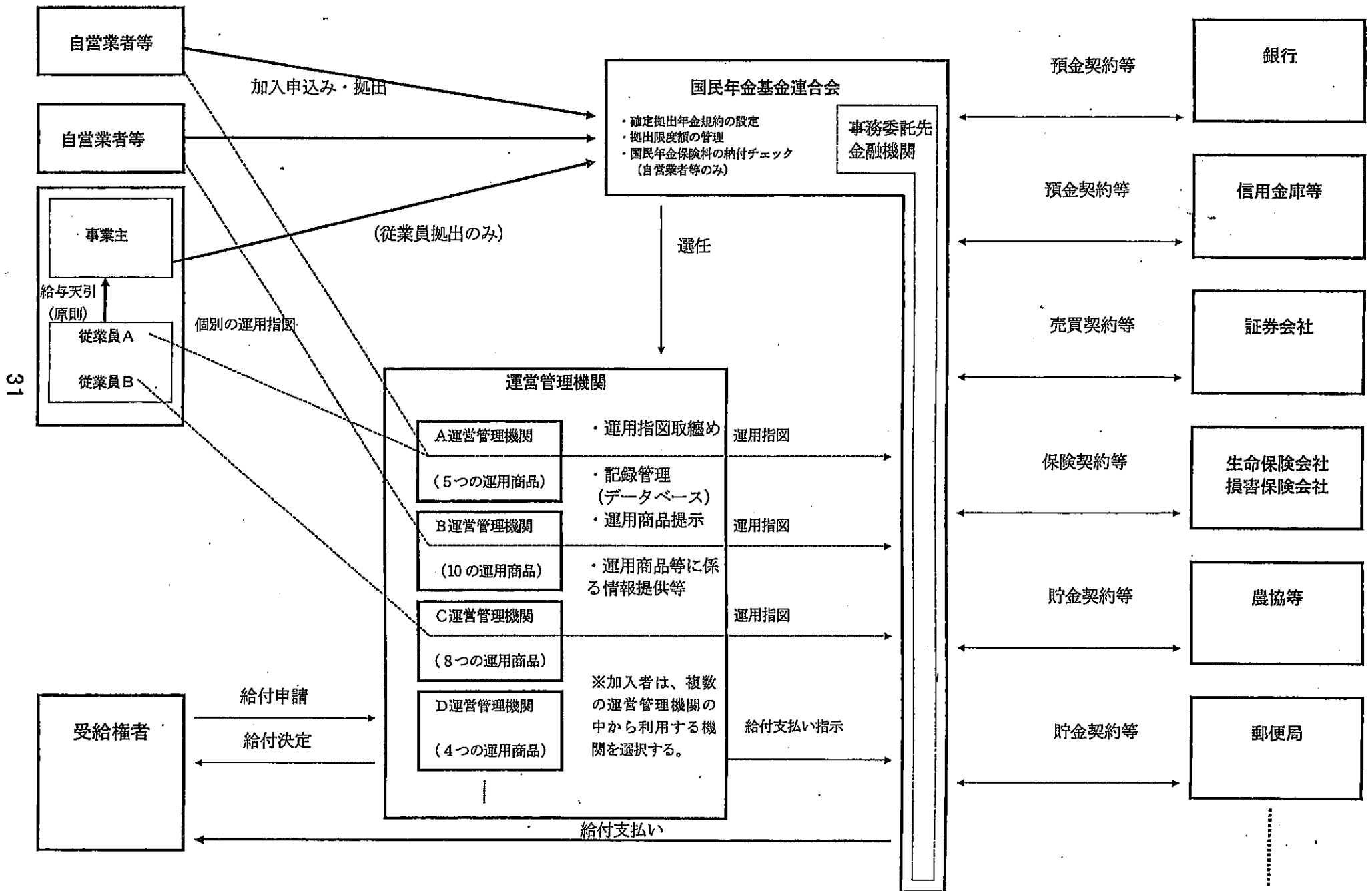
#### (6) 税制

- ① 拠出段階 加入者の拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入。
- ② 運用段階 年金資産に特別法人税を課税（平成16年度まで凍結）
- ③ 給付段階 年金の場合は公的年金等控除を適用。一時金の場合は退職所得課税を適用。

### 3. 施行

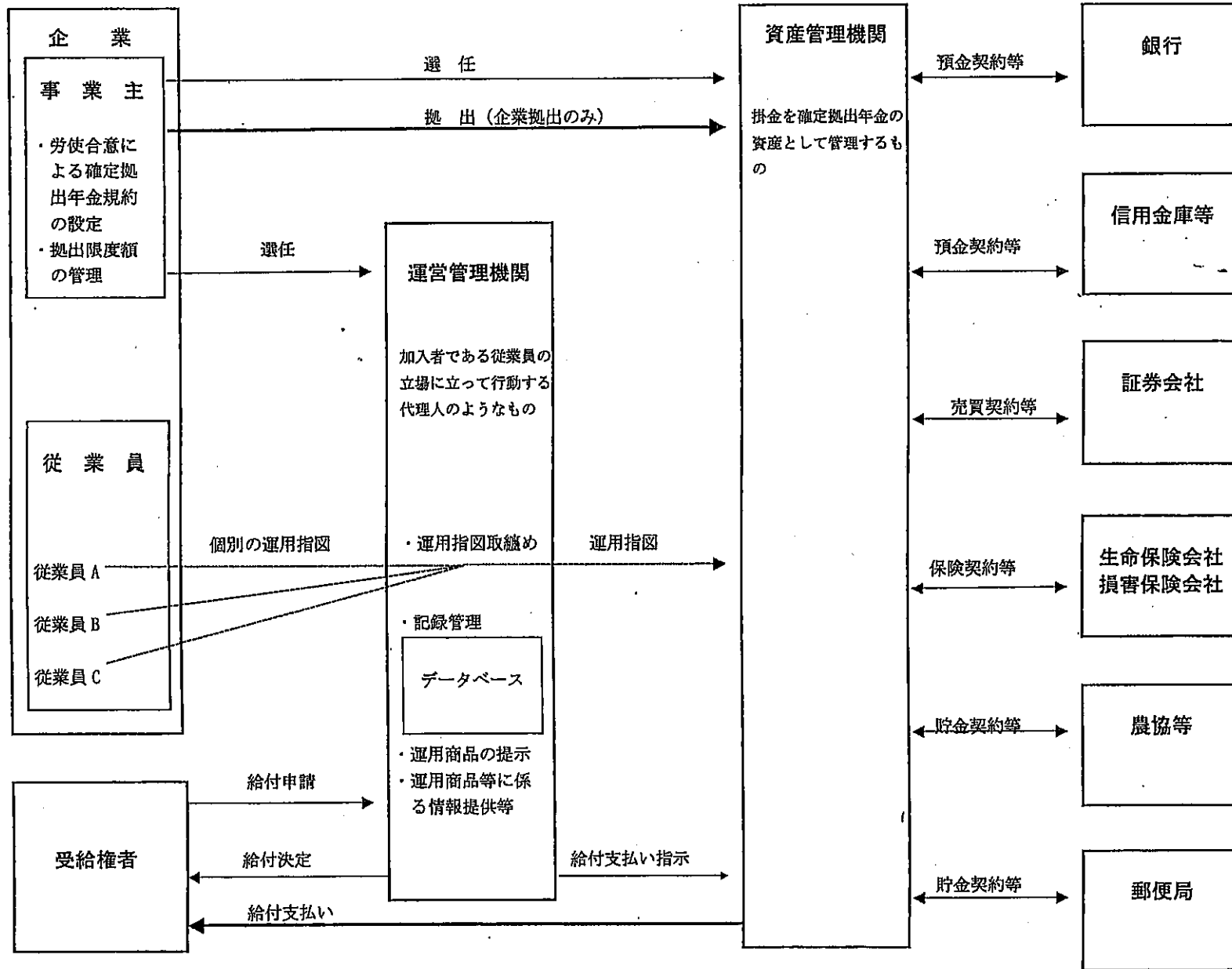
- 平成13年10月1日施行 法律名：確定拠出年金法（平成13年法律第88号）

### 確定拠出年金制度のイメージ図（個人型年金）



# 確定拠出年金制度のイメージ図（企業型年金）

年金資産を運用する金融機関



(注) 運営管理機関と資産管理機関、また、資産管理機関と年金資産を運用する金融機関を同一の機関が行うことは可能。また、企業が運営管理機関を兼ねることは可能。

## 確定拠出年金の施行状況について

平成16年9月30日現在

厚生労働省年金局

### ○ 企業型年金の規約数等

- 企業型年金承認規約数 1, 068件
- 企業型年金加入者数 約1, 012千人(平成16年8月末)(速報値)
- 実施事業主数 3, 134社

### ○ 個人型年金の加入者等

- 第1号加入者 16, 306名
- 第2号加入者 19, 405名
- 計35, 711名 (資格喪失者を除く)
- 事業所登録 17, 133事業所

(注) 個人型年金の第2号加入者(厚生年金保険の加入者)となる場合は、あらかじめ使用されている適用事業所の登録を行う必要がある。

- 登録運営管理機関 693社

## 平成15年度個人型確定拠出年金の業務状況

平成16年7月  
国民年金基金連合会

### 1 新規加入の状況

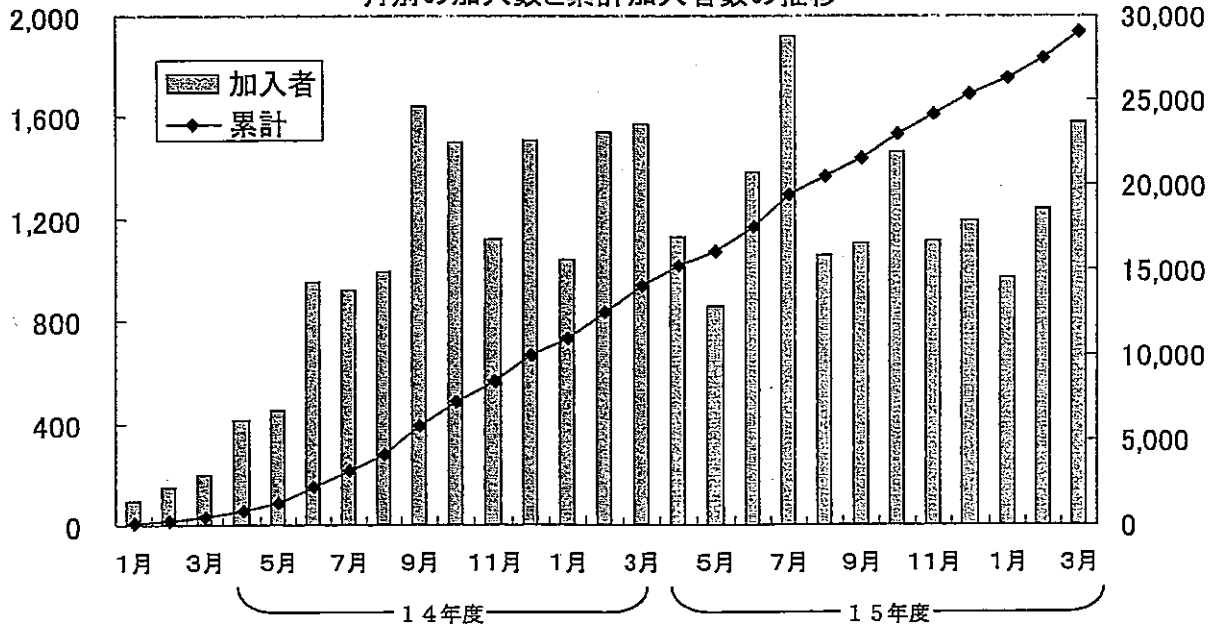
平成15年度において、個人型確定拠出年金に新たに加入した者は、14,990人であり、前年度に比べて1,332人(9.8%)の増となった。平成14年1月の業務開始以来の累計は、29,091人である。

表1

	第1号	第2号	合計
平成13年度	303	140	443
平成14年度	6,809	6,849	13,658
15年 4月	513	613	1,126
5月	346	508	854
6月	702	679	1,381
7月	1,062	858	1,920
8月	476	582	1,058
9月	534	566	1,100
10月	630	833	1,463
11月	482	633	1,115
12月	461	726	1,187
16年 1月	387	581	968
2月	509	728	1,237
3月	684	897	1,581
平成15年度	6,786	8,204	14,990
業務開始来累計	13,898	15,193	29,091

※「第1号」「第2号」は、法第62条第1項の該当号であり、国民年金の被保険者種別に相当する。

月別の加入数と累計加入者数の推移



国民年金基金連合会

## 2 加入者の現状等

### ① 概 況

新規加入の累計から、転職、拠出の停止、60歳到達等の理由により加入者資格を喪失した者を差し引いた現存加入者は、16年3月末で28,225人である。このうち第1号加入者が、47.3%、第2号加入者が52.7%となっている。

掛金を拠出せずに資産の運用だけを行う運用指図者は、5,783人である。

種 別	現 存 数 等
加 入 者	28,225人
第1号加入者	13,354人
第2号加入者	14,871人
運 用 指 図 者	5,783人

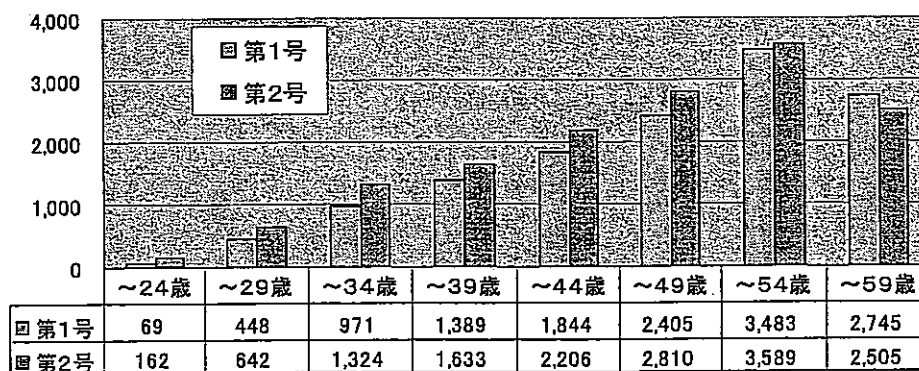
### ② 男女別加入者数

加入者を男女別に見ると、男性が約3分の2を占めている。

男	18,944人	(67.1%)
女	9,281人	(32.9%)

### ③ 年齢別加入者数

加入者を年齢別にみると、1号、2号とも50代前半が最も多く、ついで40歳代後半または50歳代後半となっている。



④ 地域別加入者数

運営管理機関が受け付けた加入申出を処理する国民年金基金別の加入者数は、別表のとおりであり、東京都（2,387人）、石川県（2,186人）、栃木県（2,133人）等の順となっている。

⑤ 事業所登録の状況

第2号被保険者が個人型年金の加入者になるに当たっては、予め事業所登録を行うこととされており、登録事業所においては、加入者の希望により掛金を源泉控除して納付し、また、各種の証明業務を行う等の協力を行っている。

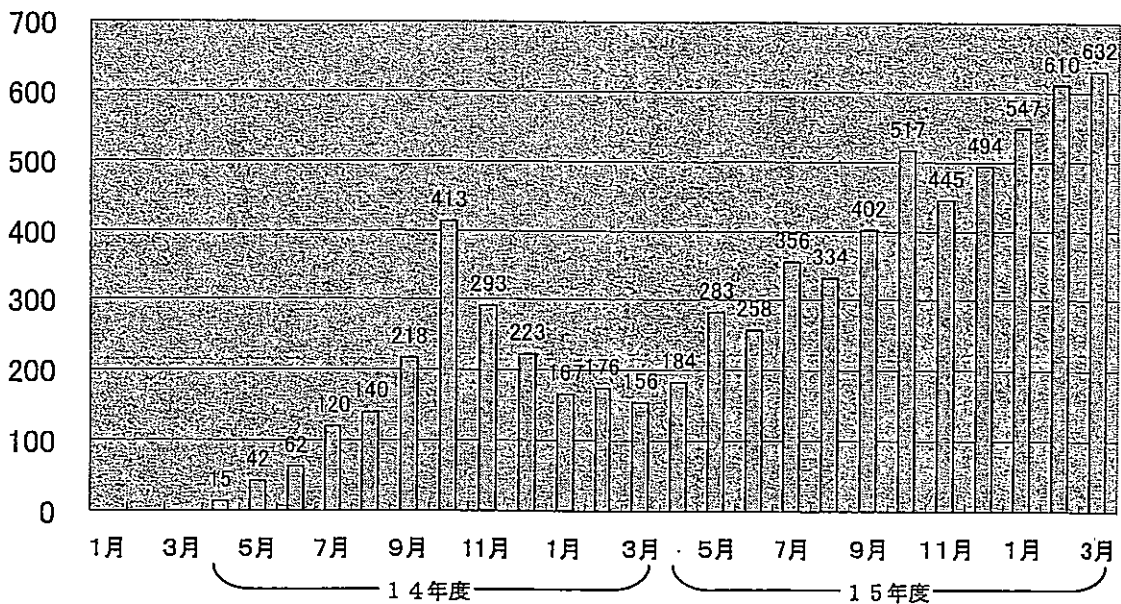
15年度末現在の登録事業所は、13,672事業所であり、前年度末から6,191事業所増加した。

3 企業型確定拠出年金からの資産の移換等

① 個人別管理資産の資産移換依頼の状況

企業型確定拠出年金の加入者であった者で転職・退職等により企業型年金加入者としての資格を喪失したために、個人型年金にその資産の移換依頼をした者は、15年度末までに7,087件であった。

企業型確定拠出年金の普及・拡大とともに、企業型の資格を喪失する者も増加しているとみられ、個人型への移換も急速に拡大している。



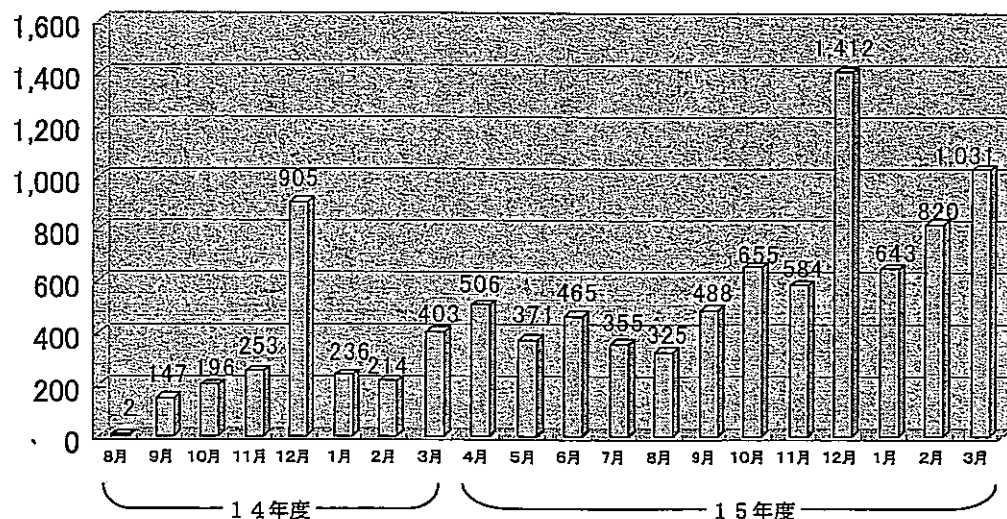
② 個人別管理資産の自動移換（法第83条）

企業型年金の加入者資格を喪失し、6月以内に資産の移換等の手続きを行わなかった場合には、「その他の者」として国民年金基金連合会にその資産及び記録が自動的に移換されることとされている。

15年度においてこの自動移換の件数は、7,655件であった。これは、自動移換の受入が始まったのは15年8月以降であることから単純な比較はできないが、前年度の2,356件の3倍近い件数となっており、また、15年度中に個人型へ移換の依頼が行われた件数（①参照）を上回っている。

一方で、「その他の者」となってから、15年度中に個人型・企業型への移換手続きを行い、あるいは死亡一時金又は脱退一時金の支給により「その他の者」でなくなった者は、528件（受入件数の6.9％）に止まり、その余は「その他の者」として滞留している。これら「その他の者」の実人数は、16年3月末現在で9,325人、これらの者に係る資産額は、31億87百万円となっている。

自動受換件数の推移



③ 企業型年金への移換

個人型年金の加入者または運用指図者が、企業型年金を実施している事業所に就職する等により、企業型年金へ資産を移換した件数は、15年度中に59件であった。